

RI第2510地区

留萌ロータリークラブ

華品

2012 2013 WEEKLY REPORT

留萌 ロータリークラブ 会長目標 ロータリーを楽しく・ 学び・奉仕しよう

会長/山本讓二

幹事/森 幹雄

プログラム

- ●本日
 - I M実行委員会(最終打ち合せ)
- ●次週予定

第1グループ IM(都市連合会)

No. 2558 第42回 5月22日 出席報告

会員総数・・・・・42名 出免会員・・・・・9名 出免出席・・・・7名 基準会員出席・・・22名 出席率・・・・72.50%

第39回 4月24日

欠席会員……………12名 内メイクアップ………6名 修正出席率……82.05%

例会/毎週水曜 12:15~13:15 留萌産業会館2F

∠ 会長報告・

1. 本日臨時理事会を開催し、会員増強委員会 より提出されました職業分類の見直しの件に つき、理事会にて承認いたしました。

6 幹事報告 · · ·

- ・昨年10月13日に、静内にて開催されました地区大会の記念誌を受領しました。参加登録された方に配本致します。また、同封されてきた礼状は回覧いたします。
- •ハイライトよねやま158号を受領、回覧いた します。

ゲスト

留萌海上保安部 部長 山本 裕二様

♣ 委員会報告·

前

次年度幹事

大嶋会員

次年度名簿作成のため、皆様のテーブルに名 簿の原稿を配付しました。訂正箇所がございま したら訂正願います。

🚳 3分間情報・

会員研修委員会

福十委員長

本日は「未来の夢計画」の「重点分野における適切なプロジェクトや活動の立案」にあたっての一般的な指針について発信します。

- ①プロジュクトや活動が焦点を当てる重点分野 と具体的目標を選ぶ。
- ②プロジェクト活動が、選ばれた重点分野にお

いてどのように接続可能な影響をもたらすか を判断する。

- ③提案するプロジェクトと活動が、全て補助金 の「授与と受諾の条件」を遵守していること を確認する。
- ④選んだプロジェクトや活動の目標を達成する ために適切かつ役立つと思われる場合には、 協力団体を見つける。
- ⑤人道的プロジェクトと職業研修チームの派遣 の場合、計画プロセスのはじめに、しっかり とした地域社会調査を実施し、プロジェクト に対して地元地域からの支援を得られること を確認する。
- ⑥奨学金を提供する場合、候補者が重点分野に ついて理解し、この分野と目標を念頭に、い かにして学業と将来の仕事に取り組んでいく かについて、明確な考えを持っていることを 確認すること。
- (7)職業研修チームを派遣する場合、チームメン バーが重点分野について理解し、この分野と 目標を念頭に、その専門技能開発の経験を生 かしていくかについて、明確な考えを持って いることを確認する。
- ⑧プロセスのどの段階においても、補助金の対 象となるプロジェクトや活動について疑問点 がある場合には、財団の職員に連絡する。

職員は、クラブと地区が重点分野の目標を 達成し、実施地となる地域社会に接続可能な 影響をもたらすようなプロジェクトや活動を 立案出来るよう協力してくれます。

次回は「ロータリー財団の歩み」について発 信します。

【ミニ情報】

相続税の基礎控除額が現行の6割水準に引き 下げられるとともに、税率構造が6段階から8 段階となり、最高税率が55%に引き上げられま す。平成27年1月1日以後の相続・遺贈に係る 相続税について適用されます。



□□□□BOX ·········

- 前回の例会にて点鐘を空振りしてしまい、ま た出席報告も忘れてしまいました。重ねてお 詫び致します。 山本会長
- 地区大会記念誌に写真が載りました。

渡部会員

• 次年度の名簿作成に協力願います。

大嶋会員

前同 593 200円 今 回 4,000円 597,200円 累計



🕥 プログラム・・・・・・

「海上保安庁の業務について」

留荫海上保安部

部長 山本 裕二様

留萌海上保安部長の山本です。よろしくお願 い致します。

本日は、歴史ある留萌ロータリークラブ例会 にお招きいただき、海上保安庁についてお話し する機会を得ましたことは、大変ありがたいこ とと思っております。

海上保安庁の仕事は、現場のほとんどが海の 上ということで、なかなか国民の皆様に直接そ の活動状況を見てもらう機会がなく、どうして も陸上の警察等と比べ認知度・理解度が低いの が現状です。最近は、映画「海猿」のヒット、 尖閣諸島周辺海域での中国公船への対応等が ニュースで大きく取り上げられ、大幅に認知度 は上がってきていると思っていますが、広大な 海を相手に仕事をするには、国民の皆様に海上 保安庁の組織・業務をよく知ってもらい、ご支 援・ご協力頂くことが、不可欠だと思っていま す。海上保安官だけでは海の守りは到底できま せん。

それでは、海上保安庁につきまして簡単にで すが、紹介させて頂きます。

1 海上保安庁の変遷

海上保安庁は、戦後の昭和23年5月1日に、

運輸省(現在は国土交通省に統合)の外局として発足しています。外局とは、その業務が特殊性・専門性を帯びているために、ある程度独立した機関として設置されているものです。

当時、日本はまだGHQの支配下にありましたが、日本の周辺海域には多数の機雷が敷設されたままであり、灯台等の航路標識が破壊され、密輸・密航が横行している状況に、GHQ側も日本の沿岸・港湾の治安維持・海難救助・密輸の取締り等の必要性を認識し、アメリカの沿岸警備隊をモデルとした海上治安の一元的な管理機関として海上保安庁が設置されました。(機雷に対する掃海・航路啓開作業は、昭和27年に海上自衛隊の前身となる保安庁の警備隊に引き継がれています。)

その後、時代の変遷に伴い、少しずつですが、 海上保安庁の体制が強化され、装備も充実して きています。

大きなものとしましては、昭和52年7月に「領海法」「漁業水域に関する暫定措置法」が施行され、領海、漁業水域がそれぞれ領海基線から12海里、200海里となったことから、これらの対応のために船艇・航空機が大幅に増強され、新たな哨戒体制が整備されています。平成8年7月には「海の憲法」とも言われています「国連海洋法条約」が発効し、水産資源、鉱物資源等に係る経済的な主権が及ぶ排他的経済水域(200海里)が設定されています。

また、平成11年3月に発生した能登半島沖での不審船事案、平成13年12月に発生した九州南西沖における北朝鮮工作船事件、そして現在も継続している尖閣諸島周辺での中国公船による領海侵入等の事案等を契機に更に体制の強化、装備の充実等が図られてきています。

2 活動範囲

我が国の領土面積(約38万平方キロメートル)は世界で第61位にすぎませんが、領海及び排他的経済水域の面積は領土面積の約12倍(約447万平方キロメートル)と広大で、領土と水域面積の合計面積(約485万平方キロメートル)では世界第9位となります。

このような広大な海で四面を囲まれた海洋国



家である我が国は、貿易や漁業により恵みを得る一方、海難や密輸・密航といった海上犯罪、 そして領土や海洋資源の帰属について国家間の 主権主張の場となるなど、海上において様々な 事案が発生しています。

海上保安庁では、全国を11の管区に分担し、 これら広大な海域に対応しています。

また、昭和61年12月に「日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の海上における捜索及び救助に関する協定」(日米SAR協定)を締結しており、北緯17度以北・東経165度以西で囲まれた広大な海域を捜索救助海域として担当しています。

3 勢力等

海上保安庁の勢力としては、船艇は、巡視船艇357隻(うち大巡視型船51隻)、測量船が13隻(うち大中型5隻)、灯台見回り船12隻で、航空機は、飛行機27機、ヘリコプター46機です。職員は約1万2600名で、年間予算は約1780億円です。(平成24年度)

また、海上保安庁には、付属機関として海上 保安官の教育を行う教育機関があり、幹部職員 を養成する海上保安大学校(呉市)と一般職員 を養成する海上保安学校(本校:舞鶴、分校: 北九州・岩沼)があり、海上保安庁の組織力の 源泉となっています。

4 5つの使命

海上保安庁では、①海洋秩序の維持、②海難の救助、③海上災害・海洋環境の保全、④海上交通の安全確保、⑤国内外関係機関との連携・協力を5つの使命として業務を行っています。

海洋秩序の維持においては、海洋権益保全の ための監視(尖閣、竹島、北方四島に係る警備、 外国海洋調査船、外国漁船の監視等)、テロの未 然防止(原子力発電所等の警備)、各種海上犯罪 の摘発強化に力を入れています。

海難の救助においては、人命・財産の救助の ための体制強化、マリンレジャーの安全推進に 力をいれています。

海上災害・海洋環境の保全においては、自然 災害や事故災害による人命・財産等の被害を極 小化するための対応、海洋環境の保全、海洋の 科学調査等に力を入れています。

海上交通の安全確保においては、輻輳海域における大規模海難の防止と運航効率の向上、航海の安全のための適切な情報提供等に力を入れています。

国内外関係機関との連携・協力においては、 海上自衛隊との連携のほか、海賊対策、北太平 洋海上保安サミット(日本・アメリカ・カナダ・ ロシア・韓国・中国)、国際緊急援助活動等、関 係機関との連携・協力関係の具体化の推進を 図っています。

5 領海警備等

現在、最もニュースになっている領海警備に ついてお話しします。

(1) 尖閣諸島

尖閣諸島は東シナ海に点在する小群島で、5つの島(魚釣島・北小島・南小島・久場島・大正島)及び岩礁からなっており、尖閣諸島に対する日本政府の基本的な立場は、「尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国は、これを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐって解決しなければならない領有権問題はそもそも存在しない。」というものです。

従前から尖閣周辺海域には、好漁場であることもあり、多数の中国漁船、台湾漁船が来ており、これに伴い中国や台湾の公船も来ていましたが、昨年の9月11日に3島(魚釣島・北小島・南小島)を日本政府が国有化してからは、常態的に中国公船(海洋監視船・漁業監視船)が接続水域、領海内に侵入し、3島の国有化前とはレベルの違う非常に緊張

した状態が続いています。3島国有化後の9月14日には、中国公船6隻が1度に領海に侵入し、本年の4月23日には8隻が1度に領海に侵入しています。

私は、この3月まで巡視船に乗船していましたが、昨年9月には尖閣警備に派遣されており、中国公船6隻が領海に侵入した現場にいました。それまでは中国公船が姿を現すときは、殆どが1隻で多くても2隻でしたので、6隻が尖閣を目指して接近してきたときには、想定外というわけではありませんが、中国の国家意思というものを強く感じました。明らかにこれまでとは違う状況が作り出されていきました。

領海警備においては、領土・領海を守るということが基本です。日本と中国の大局的な関係を損なうことがないよう、冷静に理性をもって業務を遂行し、こちらから中国側を刺激するようなことはしないという、守り中心の対応です。サッカーに例えれば、マンツーマンを基本として、状況によりゾーンディフェンスを併用したりするということです。

(2) 北方四島、竹島

北方四島は昭和20年以降ソ連及びロシアによって、竹島は昭和29年以降韓国によって、 それぞれ不法占拠が続いています。

海上保安庁では、根室海峡周辺海域や竹島の周辺海域で操業する我が国の漁船の安全を確保するなどの観点から、巡視船を周辺海域で哨戒させ、直接漁船に又は漁協を通じて、被拿捕の防止指導、情報提供を実施しています。

(3) 外国海洋調査船への対応

東シナ海においては海洋権益の確保という ことで、外国海洋調査船による調査活動についても監視の目を光らせています。日本の排他的経済水域で海洋調査を行う場合は、事前に通報することになっていますが、通報なしに調査を実施している調査船には、調査の中止を通告しています。

(次週につづく)